

○ I T リーダー運用要領

平成 17 年 4 月 13 日

情 管 第 1241 号

警 察 本 部 長

I T リーダー運用要領の制定について（通達）

所属における O A 機器の効果的な運用及び情報セキュリティの確保等を図るため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成 17 年 5 月 1 日から実施するので、実効の上がるように努められたい。

別添

I Tリーダー運用要領

第1 趣旨

この要領は、各所属においてI T機器の操作及び情報管理に関する技術的指導を行うことにより、I T機器の効果的な活用、警察情報セキュリティの確保、警察情報システムの適正な運用及び職員の情報処理活用能力の向上に当たるI Tリーダーの指定、運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成26年第496号〕

第2 I Tリーダーの指定及び配置基準等

1 指定基準

所属長は、所属の職員の警部補（相当職を含む。）以下の階級にある者の中から、次に掲げる指定基準のいずれかに該当するものをI Tリーダーに指定するものとする。この場合において、所属長は、I Tリーダーの名簿を作成するなどして把握しておくものとする。

- (1) 情報処理能力検定中級以上の資格を有する者
- (2) 情報管理専科修了者
- (3) 前記(1)及び(2)と同等の能力を有すると認められる者

2 配置基準

I Tリーダーの指定に当たっては、埼玉県地方警察職員の部署別定数に関する訓令（昭和32年埼玉県警察本部訓令第3号）別表に定める職員の定数に応じて、次に掲げる配置基準により、指定するものとする。この場合において、複数人を指定するときは、係間で配置に偏りがないように配慮するものとする。

- (1) 警察本部所属、さいたま市警察部総務課、方面本部及び警察学校
 - ア 20人未満の所属 1人以上
 - イ 20人以上50人未満の所属 2人以上
 - ウ 50人以上100人未満の所属 3人以上
 - エ 100人以上の所属 4人以上
- (2) 警察署
 - ア 50人未満の所属 2人以上
 - イ 50人以上100人未満の所属 4人以上

ウ 100人以上150人未満の所属 6人以上

エ 150人以上の所属 8人以上

一部改正〔平成26年第496号、平成28年第331号〕

第3 ITリーダーの任務

ITリーダーは、次に掲げる任務に当たるものとする。

- (1) 端末装置の操作方法及びアプリケーションソフトの利用に関する技術的指導
- (2) 情報セキュリティに関する技術的指導
- (3) 埼玉県警察情報管理システムに係る障害の一時的な技術的対応
- (4) その他情報技術に関する技術的指導

第4 ITリーダーの心得

ITリーダーの心得を次のように定めるものとする。

1 積極的な対応

ITリーダーは、前記第3に掲げる任務について、積極的に対応するよう努める。

2 技術力の向上

ITリーダーは、情報技術への関心を高め、情報技術に関する知識及び技能の習得に努める。

3 相互協力

ITリーダーは、効率的に任務が遂行できるよう、他のITリーダーとの相互協力に努める。

4 総務部情報管理課との連携

ITリーダーは、情報管理に関する効果的な技術的指導が行えるよう、総務部情報管理課との連携に努める。

一部改正〔平成26年第496号〕、全部改正〔平成28年第331号〕

第5 ITリーダーに対する教養等

1 総務部情報管理課長による教養

総務部情報管理課長は、ITリーダーの情報技術の向上を図るための教養等を実施するものとする。

2 ITリーダーの活動への支援

所属長は、ITリーダーの任務に対する所属職員の協力意識の高揚、ITリーダーの情

報技術に関する研修会等への参加等 I T リーダーの任務が効果的に遂行できるように配慮するものとする。

3 I T リーダー制度を活性化するための取組

所属長は、自所属に前記第 2 の 1 に掲げる指定基準を満たす職員が不足していると認める場合は、情報処理能力検定中級の取得を促すなど、I T リーダー制度を活性化するための取組を行うものとする。

一部改正〔平成 26 年第 496 号、平成 28 年第 331 号〕

実施日

この通達は、平成 17 年 5 月 1 日から実施する。

実施日（平成 26 年 2 月 25 日情管第 496 号）

この通達は、平成 26 年 3 月 1 日から実施する。

実施日（平成 28 年 2 月 24 日情管第 331 号）

この通達は、平成 28 年 3 月 1 日から実施する。